

京都市告示第666号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで京都市桃陽病院の公金徴収事務を次のとおり委託します。

令和3年3月31日

京都市長 門川 大作

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲
株式会社ソラスト 京滋支社 支社長 吉見 正樹	京都市下京区大宮通四条 下ル四条大宮町2番地 日本生命四条大宮ビル4 階	桃陽病院における医事業務

(桃陽病院)